

大阪府住宅供給公社が発行する ソーシャルボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」といいます。）が2021年6月4日に条件決定いたしましたソーシャルボンドの引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

公社は、国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）が定めるソーシャルボンド原則2020^{※1}に準拠したソーシャルボンド・フレームワークを策定するとともに、その適合性について株式会社格付投資情報センターからソーシャル・ファイナンス^{※2}に関する外部評価（セカンドオピニオン）を取得しています。

公社は、住生活基本法に基づき大阪府が定めた大阪府住生活基本計画である「住まうビジョン・大阪」に即したまちづくりへの取り組みや公的団体としての社会的責任を果たす事業を推進すべく、ソーシャルボンドの発行に継続して取り組んでいます。

また、公社は、ソーシャルボンドの発行を通じて、ステークホルダーに対し、改めて公社の社会的役割やめざすべき方向性の理解の促進に向けた発信に努めるとしています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集・お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。2021年からは、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はソーシャルボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

※1 ソーシャルボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドラインとして、国際資本市場協会（ICMA）によって2017年6月に策定された後、2020年6月に改訂されたもの。

※2 調達資金の用途が、社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）を有する負債性資金調達全般（ボンドやローンを含む）を指す。